

NPO法人解散の手続き

解散手続きと提出書類

| 実施 順 | 解散手続き | 提出書類 | |
|---------|--|------------------------|--|
| | | 提出先など | 実施日、予定 |
| 1 | 解散を議決する臨時総会開催 (1) 出席者全員承諾で解散を議決した。 (2) 当法人は解散し、「清算終了登記」まで清算活動を実施する。 | 総会議事録 作成 | 平成27年 12/12(土)開催 解散日 平成27年12月12日 |
| 2 | NPO法人解散及び清算人就任登記申請書(登記日12月) (1) 添付書:総会議事録、清算人の就任承諾書、定款 (2) 清算人の印鑑届書、区作成の印鑑証明書 (3) 登記は、解散決議後、遅滞なく行う。 | 横浜地方 法務局 | 12/14(月)提出 解散登記日 平成27年12月14日 |
| 3 | 解散公告(債権を有する方に、2箇月以内に申出要請) (1) 債権、負債が無くても官報掲載。費用は32,836円。 (2) 解散登記日2週間以内から、2箇月間掲載する。 | 官報掲載 (横浜日経社 に依頼) | 12/17(木)掲載依頼 掲載開始 平成28年1/8(金) |
| 4 | 解散届出書(残余財産なしと記入) (1) 添付書:履歴事項全部証明書(横浜地方法務局発行) (2) 届出書は、解散決議後、遅滞なく提出する。 (3) 平成27年度の事業報告書等提出不要。 | 横浜市 市民局 | 平成28年 1/8(金))提出 |
| 5 | 解散届出書 宛先は、税務署長、県税事務所長、市(区)町村長 (1) 添付書:履歴事項全部証明書及び定款 (各宛先に添付した) (2) 届出書は、解散決議後、2箇月間以内に提出する。 | 横浜市 法人課税課 | 1/8(金)提出 |
| 6 | 平成27年度事業報告書等作成 事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表 | NPO法人 作成 | 3/10(木)作成 |
| 7 | NPO法人総会開催 議案:平成27年度事業報告及び解散事務報告 | NPO法人 総会 | 3/12(土)開催 |
| 8 | NPO法人清算終了登記申請書 (1) 添付書:清算事務報告書、定款 財産目録、貸借対照表 (2) 官報掲載2箇月間経過後に申請する。 (3) 清算終了登記申請書受理で、法人格が消滅する。 | 横浜地方 法務局 | 3/15(火)提出 清算終了登記日 平成28年3月15日 (法人格消滅) |
| 9 | 清算終了届出書 添付書:閉鎖事項全部証明書(横浜地方法務局発行) | 横浜市 市民局 | 3/22(火)提出 解散手続き完了 |
| 10 | 平成27年度市民税 減免申請書 平成28年4月2日に横浜市法人課税課から送付された 平成27年度市税減免申請書及び市町村民税の均等割 申告書用紙に記入して提出した。 添付書:事業報告書、活動計算書 活動計算書、財産目録、貸借対照表 (平成27年12/12現在 及び28年3/10現在) 閉鎖事項全部証明書 市税減免許可通知書 平成28年6月30日付で送付される予定。 | 横浜市 法人課税課 | 平成28年 4/5(火)提出 |